⑸　工期　平成27年１月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　バックホウ、ダンプトラック、タイヤローラ、ブルドーザ、トラッククレーン、鋼材約150ｔ、コンクリート約1,000㎥、鋳鉄管約600m、鋼管約200m
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年12月７日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）の示すところにより、装備施設本部長から美保㉔燃料施設新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,200点以上、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、990点以上であること。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成９年度以降に元請けとして、屋外燃料タンク（実容量1,000kℓ以上）を施工した実績（１基当たり）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
　ただし、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、平成９年度以降に元請けとして、地上、地下又は覆土のタンク工事（貯水、遊水、貯油等を目的とする100㎥以上の容量を有する現場打ちのコンクリート構造物であって土工事を伴うもの）の施工した実績（１基当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
　なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者
イ　平成９年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
　また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体以外の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
【技術提案①】
【品質管理】
・地中式屋外タンク貯蔵所の側壁コンクリートの品質向上のため、施工上どのような配慮を行うか。
（着目点）
　本工事は、地下水位以下の深さに地中式燃料タンクを整備するものであり、水密性を確保するためコンクリートの品質が重要である。ついては、①配合、②単位水量の確保、③締固め、④養生、⑤シースのグラウト充填の確認手法、に着目し項目毎に提案を求めるものである。
【技術提案②】
【社会的要請】
・工事施工中において、工事現場に隣接する周辺環境の保全について、どのような配慮を行うか。
（着目点）
　当該施工場所は、住宅地に隣接しており、工事における騒音、振動、粉塵が周辺住民に悪影響を与える恐れがある。ついては、工事における環境を保全するため、①土砂の粉塵防止、②地盤改良、矢板打設時の振動防止、③工事車両の安全対策、④資材等の運搬に際しての環境対策、⑤周辺住民への周知に、着目し、項目毎に提案を求めるものである。
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
　⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
　⑴　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑶　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。
イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア、イの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
　なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。